

在中華人民共和国日本国大使館附属北京日本人学校
保護者委員会運営規定

第1章 総則

(制定)

第1条 在中華人民共和国日本国大使館附属北京日本人学校（以下「学校」）保護者委員会（以下「本会」）規則に基づき、「保護者委員会運営規定」を制定する。

第2章 学級代表者

(人数)

第2条 学級代表者の人数は、その年度の執行部が定める。

(役割)

第3条 学級代表者の役割は、次の通りとする。

1. 学校または本会と各学級の会員間の連絡伝達
2. 各学級毎の連絡網（グループチャットなど）の作成及び維持管理
3. 年度末の先生へのメッセージカードなどの取りまとめ
4. 次年度の執行部役員、各種活動チーム役員及び学級代表者の選出補助
5. その他執行部依頼事項

(任期)

第4条 学級代表者の任期は、毎年就任日より翌年3月31日までとし、再任は妨げない。

第3章 各種活動組織

(設置)

第5条 本会の活動組織として、通学安全チーム、広報チーム、文化体育チーム、宅配弁当チームを設置する。

(組織)

第6条 各チームは次のチーム役員により構成する。

1. チームリーダー 1名
2. 副チームリーダー 1名以上

チーム役員の兼任は、認めない。

チーム役員は、会員の互選により決定するものとする。

通学安全チームの活動においては、学校に対して通学安全チームと学校との連絡、相談窓口として教頭及び学校安全担当教職員など合計2名以上の参加を依頼するものとする。

(任期)

第7条 各チームの任期は、次の通りとする。

1. 通学安全チーム

通学安全チーム役員の任期は、毎年2月1日より翌年1月31日までとし、再任は妨げない。

2. その他（通学安全チーム以外）

通学安全チーム以外のチーム役員の任期は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、再任は妨げない。

(チームメンバー)

第8条 各チームのチームメンバーの人数及び選出方法は、執行部が定める。

(役割)

第9条 各チーム役員の役割は次のとおり定める。

1. チームリーダー： 各チームを統括、代表する。

2. 副チームリーダー： チームリーダーを補佐し、チームリーダー不在の場合はこれを代行する。

文書の作成、記録の作成と保管、経理事務を担当する。

チーム役員選出においては、日中言語対応に配慮するものとする。

(活動内容)

第10条 各チームの主な活動内容は次のとおり定める。

1. 通学安全チーム： 通学ルールの制定・周知徹底・運用管理、通学者名簿の管理など

2. 広報チーム： 広報誌の発行など

3. 文化体育チーム： JSB T シャツなどの販売、各種記念品手配など

4. 宅配弁当チーム： 宅配弁当のしくみの運営管理、業者との連絡調整など

第4章 総会

(招集)

第11条 総会は、「保護者委員会規則」に基づき、本会委員長が招集する。

本会委員長が必要と認める時には、書面もしくは電磁的方法により総会を招集することができる。

総会を招集する時には、総会の日時、場所、審議事項を記載した書面または電磁的方法により通知する。

(議長)

第12条 総会の議長は、「保護者委員会規則」に基づき、本会委員長がこれを委嘱する。

(審議事項)

第13条 総会の審議事項は、次のとおり定める。

1. 前年度の決算報告（会計監査報告を含む）

2. 新年度の活動計画及び予算案（新年度会費金額を含む）
3. 会計監査役の承認
4. 関連規則、規定の制定、改定
5. その他事項

前年度の決算報告、新年度の活動計画及び予算案の審議決定は、定期総会で行うものとする。

（定足数）

第14条 総会の定足数は、全会員（世帯単位）の3分の2以上とする。

書面・電磁的方法による出席、委任状出席も定足数に加えることができる。

（議決権行使）

第15条 議決権は、会員1世帯1つとする。各会員世帯の議決権は、平等なものとする。

やむを得ない理由により総会に出席できない場合、書面もしくは電磁的方法で議決権を行使する、または他の会員に議決権行使を委任することができる。

書面もしくは電磁的方法により総会を招集した場合は、書面もしくは電磁的方法で議決権を行使する。

（議決）

第16条 決議は、出席した会員（世帯単位）の過半数の同意を必要とする。

可否同数の時は、議長の決するところによる。

第5章 その他

（改正）

第17条 この規定の改正は、本会総会の審議決定をもって行う。

附則 この規定は2021年6月1日に制定・施行する。

2021年12月1日改正（各種活動組織に通学安全チーム、宅配弁当チームを追加等）